

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和5年6月30日	
愛媛県知事 中村 時広 殿	
提出者	
住 所 愛媛県四国中央市川之江町826番地	
氏 名 丸住製紙株式会社	
取締役常務執行役員 曾我部 靖	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0896572229	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	丸住製紙株式会社 川之江工場 大江工場
事業場の所在地	愛媛県四国中央市川之江町826番地
計画期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	製造業
② 事業の規模	491億円
③ 従業員数	638名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り ※別紙1

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ばいじん
	排出量	1325424 t	30736 t
	(これまでに実施した取組) 工場各部門ではSS原単位の更なる削減に取り組んでいる。 ※項目多数のため別紙表記（別紙3）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ばいじん
	排出量	1266936 t	17838 t
	(今後実施する予定の取組) 化石燃料エネルギー（石炭、重油）原単位低減を推進する為に、バイオマス燃料やRPFの利用促進に、よりいっそう努める。 ※項目多数のため別紙表記（別紙3）		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工程毎に発生したもの（ばいじん、燃え殻、汚泥、廃金属くず、廃プラスチック、木くず）をそれぞれに分別・保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	19005 t	t
	(これまでに実施した取組) 汚泥の燃焼後の残渣（スラッジ灰）を土質改良材として有効利用。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	18671 t	t
	(今後実施する予定の取組) 土質改良材製造プラントの安定操業並びに、土質改良材の安定供給。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	1324217 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1293686 t	t
	(これまでに実施した取組) 汚泥：脱水後の汚泥をボイラー燃料として熱回収する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	1265936 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1237033 t	t
(今後実施する予定の取組) 脱水効率の向上等による中間処理を推進する。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	ばいじん
	全処理委託量	11232 t	17838 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	10232 t	17838 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>再生利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源化、燃料利用を推進する。 ・再生利用ルートを確保する。 ・再生方法等の模索 <p>※項目多数のため別紙表記（別紙5）</p>			
※事務処理欄			

備考

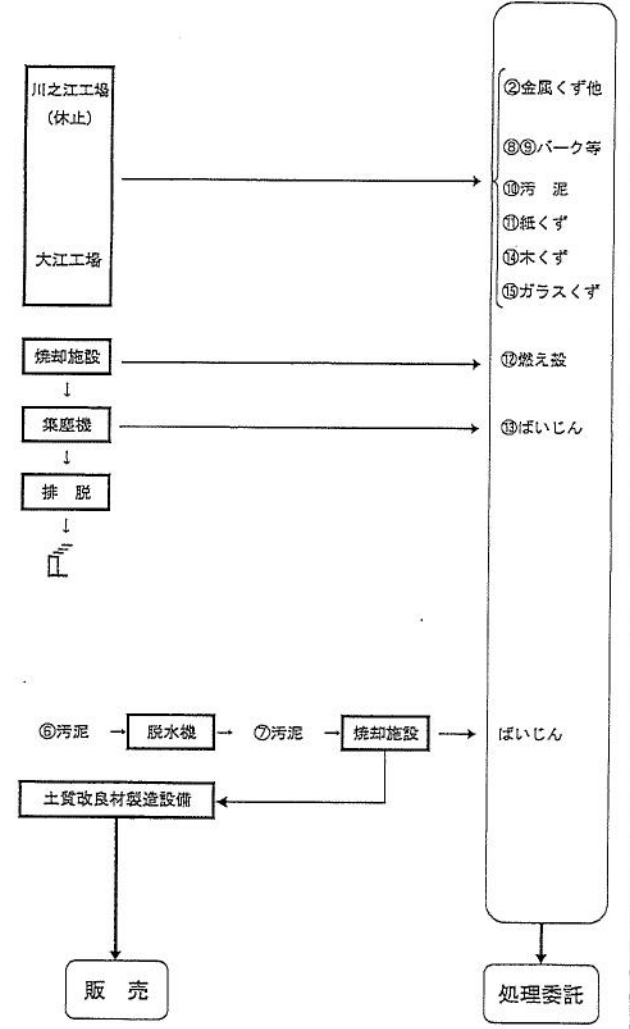
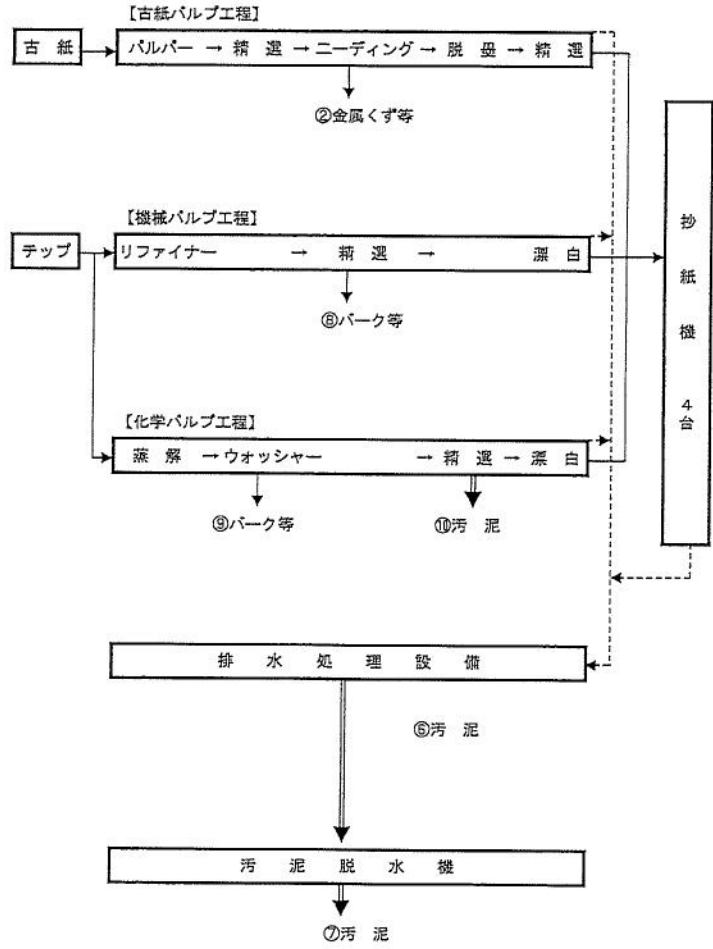
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

製造工程・廃棄物発生工程

(製造工程)
川之江工場

大江工場

生産設備 休止中



(第2面)-1

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

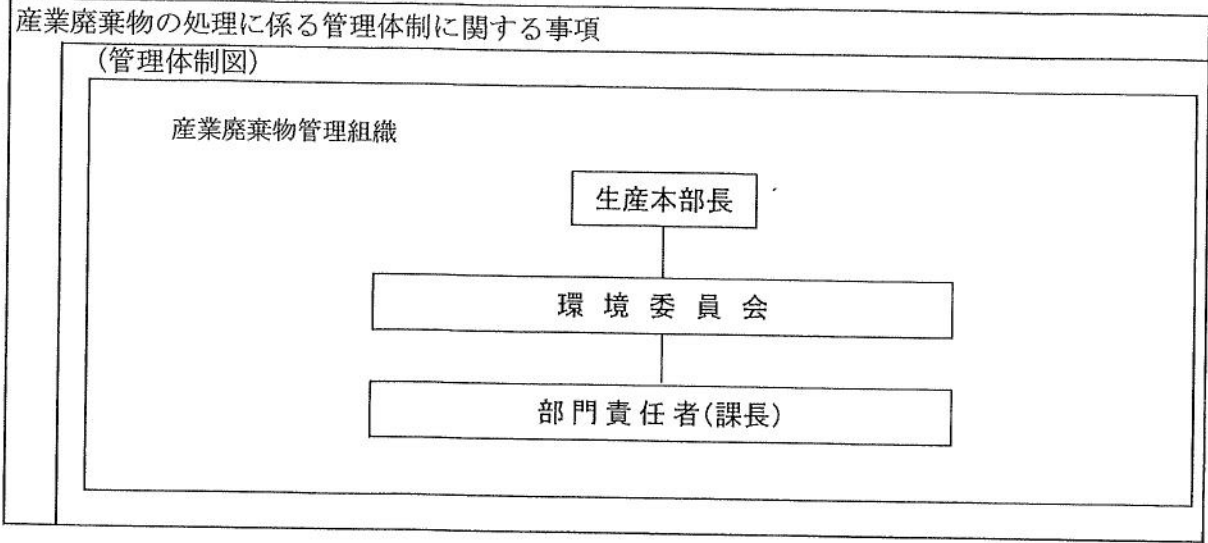
(管理体制図)

産業廃棄物管理組織

生産本部長

環境委員会

部門責任者(課長)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

燃え殻	バーク等	金属くず等	ガラスくず等
5,723 t	2,378 t	169 t	1 t

②計画

燃え殻	バーク等	金属くず等	ガラスくず等
3,666 t	3,018 t	306 t	1 t

(第4面) - 2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

燃え殻	バーク等	金属くず等	ガラスくず等
5,723 t	2,378 t	169 t	1 t
t	t	t	t
5,723 t	13 t	0 t	1 t
t	t	t	t
t	2,365 t	105 t	t

(第5面) - 2

②計画

燃え殻	バーク等	金属くず等	ガラスくず等
3,666 t	3,018 t	306 t	1 t
t	t	t	t
3,666 t	15 t	0 t	1 t
t	t	t	t
t	3,003 t	59 t	t